

## 安城市下水道ビジョン(案)パブリックコメントによる意見募集結果

### 1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 令和6年11月1日(金)～令和6年12月2日(月)
- (2) 周知の方法 広報あんじょう(11月号)及び市公式ウェブサイト
- (3) 閲覧場所 下水道課、へきしんギャラクシープラザ(文化センター)、各地区公民館、市民交流センター、図書情報館(アンフォーレ内)※市公式ウェブサイトにも掲載。
- (4) 意見を提出できる人 ①市内に在住・在勤・在学している ②市内に事務所などを有する ③市内で活動している  
①～③いずれかに該当する人
- (5) 意見提出方法 住所・氏名とご意見を記入し、持参か郵送、ファクス、電子メール、あいち電子申請・届出システムで下水道課まで提出

### 2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出人数 1名
- (2) 意見総数 3件
- (3) 提出方法 持参1件、郵送0件、ファクス0件、電子メール0件、あいち電子申請・届出システム0件
- (4) 結果の公表 広報あんじょう(1月号)、市公式ウェブサイト(令和7年1月30日から)
- (5) 閲覧期間 令和7年1月30日(木)～令和7年2月28日(金)
- (6) 閲覧場所 意見募集時と同じ

### 3 提出された意見及び市の考え方について

【意見区分】	
A:ご意見を受けて加筆・修正したもの	0件
B:ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの	0件
C:現行案とおりのもの	2件
D:案に関連する質問など	1件
計	3件

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
1	21・22ページ 「下水道への接続目標」に関して	22ページに接続率の目標が令和13年度末「97.5%」と記載されていますが、写真入りの説明のように、「下水道に接続しないと、汚水が道路側溝等流れ、臭いや虫が発生する原因になる」のであれば、われわれの周囲の快適な生活環境を維持するという基本方針に基づいて、下水道整備進捗率を100%とする目標年度を令和13年度ではなく、1年前倒しの令和12年度末とし、1年間戸別訪問等を展開して接続を促進し、本ビジョンの計画期間中に下水道の接続率を100%とする目標を設定すべきではないかと思えます。	下水道の接続率を向上させることは、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全及び下水道事業経営の健全化のために非常に重要です。 本市における過去の実績としては、供用開始後5年を過ぎると、未接続家屋における接続率が年10%程度に留まっています。本ビジョンでは、この数値を5%向上させることとして目標値を設定しています。 未接続家屋における接続が進まない理由として、経済的な理由等が考えられますが、きめ細やかな広報活動や戸別訪問等の対応を行うことにより、接続率を100%に近づけるよう努めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
2	25・26ページ 「マンホール点検目標」に関して	下水道施設の耐震化や老朽化などの課題にどのように取り組むか、方向性を定めることが重要であるということで、本ビジョンを策定するのであれば、令和5年度末現在で一部にとどまっている下水道施設の調査・点検を早急を実施する必要があると思えます。 ところが、令和5年度末現在、点検すべきマンホールの数「約22,000基」に対して、26ページにマンホール点検数の令和13年度末目標が「11,000基」と記載されています。他の「管きょ調査延長」や「管きょ改築延長」の目標は、令和13年度末に完了する計画なのに、なぜ「マンホール点検数」だけ、点検すべき数の半分の目標が設定されているのか疑問です。 老朽化の実態をまず把握しなければ、計画的かつ効率的な更新工事を進めていくことはできないのではないのでしょうか。	マンホールの点検につきましては、これまで職員による巡視や町内会等からの情報提供をもとに実施してきました。 点検をより計画的・効率的に行うため、令和6年度に更新をしたストックマネジメント計画に位置づけをしました。すぐには点検の必要のない比較的新しいマンホールもあるため、経過年数、腐食環境の有無、老朽化による事故リスク等を分析・評価し、優先順位を定めた上で、今後15年程度で点検を行っていく計画としています。このため、本ビジョンの計画期間(8年間)においては、目標値を11,000基としています。 なお、点検の結果、老朽化等が確認されたマンホールについては、必要に応じて随時、更新や修繕を行ってまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
3	41ページ 「下水道事業の使用料収入」に関して	41ページに下水道事業の「使用料収入」の令和5年度実績が、「14.7億円」と記載されています。 一方、「広報あんじょう」12月号の4ページに公営企業会計の下水道事業の収益的収入が「31.5億」で、その主な内容が下水道使用料と記載されています。 この差額16.8億円は、使用料以外の収入という認識でよいのか、それともこの二つは全く別物で、比較の対象ではないということであれば、詳しく教えてください。	差額の要因は、主に使用料以外の収入によるものです。使用料収入以外では一般会計や国からの補助金等があります。 また、「広報あんじょう」12月号の4ページに記載の収益的収入は消費税込みの金額であり、本ビジョン41ページに記載の使用料収入は消費税抜きの金額であるため、それによる差額も要因の一つです。	—	D